

【ABC 消費者情報 Vol. 154】

◎新型コロナウイルスに関連した感染症の発症に伴うマスクの転売防止について

マスクについて、インターネットなどで転売が散見されていることも踏まえ、政府がマスクの転売行為を禁止する措置を講じました。これにより、小売事業者等から個人や事業者が購入したマスクを、店舗、フリーマーケットや露店、インターネット（SNS含む）等を通じた不特定又は多数の者へ取得価格を超える価格での販売行為が禁止されます。

- ・対象は家庭用や医療用などの衛生マスク
- ・違反者に対しては懲役一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金
- ・3月15日に施行

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号  
電話 099-808-7512